

平成 30 年度 「スラブ・ユーラシア地域（旧ソ連・東欧）を中心とした総合的研究」に関わる「共同利用型」の個人による研究 研究報告書

平成 31 年 3 月 31 日現在

研究課題名	ソ連における労働と財産——ジェンダーの観点から	
申請者	氏名	所属機関・職
	河本和子	中央大学法学部・非常勤講師

研究成果の概要

2018 年 9 月と 2019 年 3 月の二回にわたり、スラブ・ユーラシア研究センターを含む北海道大学にて上記の研究課題に関する文献を閲覧・収集した。研究の進展と共に、9 月と 3 月で主に焦点を当てた文献の範囲は微妙にずれる。

9 月には労働とジェンダーに関わる文献を中心として作業を行い、Женская и гендерная история. М., 2003; Женщина, мужчина, семья в России: последняя треть XX века. Проект “Таганрог”. М., 2001; Женщины и дети в СССР. Статический сборник. М., 1963; Sacks, Michael Paul, *Work and Equality in Soviet Society* (New York: Praeger, 1982)といった書籍などを閲覧・複写した。加えて『ソ連最高裁判所通報』の 1957 年から 1960 年代前半にかけての号を閲覧し、家族法および相続法関連事案を抜き出して分析を加えた。ここでの分析は、下記に示したロシア史研究会大会におけるパネル「近現代ロシアにおける家族・教育とジェンダー」での報告「ソ連における財産と家族：法制度と裁判例から」に生かすこととなった。また下記の科研費応募中の研究計画を、本研究課題中の研究を発展させる形で作成した。

3 月の調査では、9 月の調査、学会報告および科研費に応募した研究計画を基礎として、より焦点を財産および財産権に合わせた。とりわけ個人財産権と相続権を認めた 1936 年憲法制定とその後の動きに注目し、Olga Velikanova, *Mass Political Culture under Stalinism: Popular Discussion of the Soviet Constitution of 1936* (Cham: Palgrave Macmillan, 2018); George Armstrong, Jr., *The Soviet Law of Property* (The Hague: Martinus Nijhoff Publishers, 1983)等を閲覧・複写した。そのほか、『ソヴェト司法』、『国家と法』といった法学雑誌、共産党の理論誌『ボルシェヴィク』を閲覧・複写し、論者が社会主義と個人財産をどのように両立させているか分析した。その際、家族がどう取り扱われているかについてジェンダーの観点からも注目した。

主な発表論文等（雑誌論文、学会発表、図書 等）

「ソ連における財産と家族：法制度と裁判例から」ロシア史研究会大会、パネル「近現代ロシアにおける家族・教育とジェンダー」（2018 年 10 月 14 日）

当該研究活動を基に応募中の研究プロジェクト（科研費等）

科学研究費補助金基盤研究（C）「社会主義体制における個人の経済活動と自由」

※枠を調整することは構いませんが、ページは追加しないでください。